

広島県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定によつて、次のとおり告示する。

平成三十一年四月二十二日

広島県監査委員
安井裕典
東保幸
同
奥兆生
同
川上俊幸

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
檜崎晶子	広島市東区若草町一―一―二〇〇三
安部貴之	広島市中区白島北町一八―三―四〇一
藤岡達麻	広島市南区段原山崎二丁目四―一八―七〇一
前田有紀	広島市南区段原山崎一丁目五―一四―二〇二

二 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査を補助できる期間

平成三十一年四月十五日から平成三十二年三月三十一日まで